

青森県防災情報ネットワーク更新業務仕様書

1 業務の名称 青森県防災情報ネットワーク更新業務

2 背景及び目的

青森県（以下「県」という。）では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び青森県地域防災計画（令和3年3月修正）に基づき、公衆回線に輻輳、途絶等の障害が発生した場合における災害対応業務の通信手段として、県の関係機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を接続する通信基盤である青森県防災情報ネットワーク（以下「本システム」という。）を運用しているところである。

今般、平成22年度の現行設備への更新以降10年以上が経過し、構成設備の老朽化の進行により安定した運用に支障を来たしていることから、全面更新に向けて、令和3年度において、青森県防災情報ネットワーク更新に係る詳細設計業務（以下「通常分詳細設計業務」という。）及び青森県防災情報ネットワーク更新に係る詳細設計業務（衛星系拡充分）（以下「衛星系拡充分詳細設計業務」という。）を実施しているところである。

本業務においては、通常分詳細設計業務及び衛星系拡充分詳細設計業務（以下「詳細設計業務」と総称する。）を踏まえ、本システムを全面更新するものである。

3 システムの概要

更新前及び更新後の本システムの構成は、詳細設計業務の成果品である「青森県防災情報ネットワーク更新業務詳細設計書」（以下「詳細設計書」という。）第1章「総則」のとおりである。

4 業務の前提

本業務の実施に当たっては、本仕様書に記載のない事項についても詳細設計業務の仕様書及び詳細設計書に従うこととし、詳細設計書以外の成果品である積算設計書（最終）、設計図面、技術資料等を利用できるものであること。

5 業務の内容

本業務の実施に先立ち、具体的な作業工程を記載した実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

本業務の実施に当たっては、詳細設計書第2章「業務の内容」に基づき、ソフトウェア設計（外部設計及び内部設計）、ソフトウェア開発、システム調達、システムテスト、システム移行及び運用保守を行うこと。

6 要求条件

詳細設計書第3章「要求条件」に基づき、端末系、管理系、交換系、電源系、衛星系（映像、消防庁一斉受令及び全国瞬時警報システムの各設備を含む。）及びネットワークの各設備を調達すること。

7 履行期限 令和6年3月31日（日）

ただし、各作業工程は、次の期限に従うものとする。

- (1) 実施計画書の作成 業務開始の日から起算して10日以内
- (2) ソフトウェア設計 令和4年9月30日（金）

8 納入場所

詳細設計書別表3「調達（更新・撤去）場所」に明示しているものを除き、青森県危機管理局防災危機管理課（青森市新町二丁目4-30）とする。

9 その他

(1) 責任者の設置

個々の業務員に対する分担、作業スケジュール管理、発注者との連絡調整等を行う責任者を業務員の中から選任するものとする。

(2) 法令遵守

本業務の実施に当たっては、当然に県の条例、規則等を含む各種法令を遵守するものであるが、特に本システムで取り扱う業務が災害対策基本法及び青森県地域防災計画に基づくものであることに留意するものとする。

(3) 情報セキュリティポリシーの遵守

県が開示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に係る全ての者にその遵守を徹底しなければならない。

発注者は、受注者が情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中、随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとし、指摘等があった場合、その内容に従わなければならない。

(4) 提出書類

提出書類は、紙及び電子データとし、Microsoft Office 2013相当以上で読み書きができるファイル形式で作成し、提出するものとする。

(5) 著作権の取扱い

本業務の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利をいう。以下同じ。）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。

ただし、受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に保留されるものとし、受注者がこれらを利用して本業務の成果品に類似した製品等を作成することを妨げないものとする。

また、受注者は、本業務の成果品が第三者の著作権その他権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者から権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責により解決するものとする。

受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 再委託の制限

受注者は、事前に発注者の承認により第三者に本業務の一部を委託し、又は請け負わせることができるが、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(7) 作業報告書

毎月、当該月の作業内容、成果物、協議その他口頭で確認した事項、翌月の計画等を記載した作業報告書を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。

(8) 中間報告書

令和4年度分の本業務の実績を記載した中間報告書を作成し、令和5年3月31日（金）までに発注者に提出するものとする。

(9) 検査

検査時には、納入物件の内容について、本システムを稼働して説明するものとする。

検査時に発注者から修正指示があったときは、指示する期日までに修正するものとし、この際の修正作業終了に係る報告書には、修正前及び修正後の内容を具体的に記載するものとする。

(10) 協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と協議して定めるものとする。